



# 平成28年度からの 国民健康保険税の改定について



地方税法の改正に伴い、課税限度額の引き上げおよび軽減判定所得の見直しが行われました。改定後の保険税については、7月に納税通知書を送付しますので、ご確認いただき納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

## ①平成28年度からの改定後の税率等と課税限度額

### 《改定前》

区分		税率
医療分	所得割	6.70%
	均等割	27,400円
	平等割	25,800円
	課税限度額	520,000円
支援金分	所得割	2.20%
	均等割	8,400円
	平等割	9,200円
	課税限度額	170,000円
介護分	所得割	1.60%
	均等割	6,700円
	平等割	7,600円
	課税限度額	160,000円



### 《改定後》

区分		税率
医療分	所得割	6.70%
	均等割	27,400円
	平等割	25,800円
	課税限度額	540,000円
支援金分	所得割	2.20%
	均等割	8,400円
	平等割	9,200円
	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	1.60%
	均等割	6,700円
	平等割	7,600円
	課税限度額	160,000円

## ②保険税の計算方法

医療分・支援金分・介護分それぞれについて、次のように計算した金額の合算額が保険税額となります。ただし、医療分・支援金分・介護分それぞれについて、限度額を超える部分は課税されません。

所得割＝世帯の国保加入者の課税所得金額の合計額×所得割率  
均等割＝世帯の国保加入者の人数×均等割額  
平等割＝1世帯につき平等割額の金額

※介護分の所得割・均等割・平等割は、40歳から64歳の加入者のみ計算対象になります。

## ③保険税の軽減について

世帯（加入者と世帯主）の総所得に応じて、均等割・平等割が軽減されます。地方税法の改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されます。

軽減割合		世帯(加入者と世帯主)の総所得
7割軽減	現行	33万円以下 (改正なし)
	改正前	33万円+(26万円×加入者数※)以下
5割軽減	改正後	33万円+(26万5千円×加入者数※)以下
	改正前	33万円+(47万円×加入者数※)以下
2割軽減	改正後	33万円+(48万円×加入者数※)以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を含みます

▶ 問合せ先 財務課 税務室 ☎26-2237(直通)